

AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2024年12月24日

外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理弁法の改正 (大幅緩和)

弁護士 [射手矢 好雄](#)/ 弁護士 [森脇 章](#)/ 弁護士 [中川 裕茂](#)
弁護士 [若林 耕](#)/ 中国弁護士 [屠 錦寧](#)/ 弁護士 [尾関 麻帆](#)
弁護士 [横井 傑](#)/ 弁護士 [唐沢 晃平](#)

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

- ・外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理弁法 ←今号の注目法令
- ・両用品目輸出管理リスト
- ・反マネーロンダリング法 ←今号の注目法令
- ・ネットワーク安全標準実践ガイドライン——広東省・香港・マカオグレーターベイエリア
(中国本土、香港)における個人情報越境処理保護要求 ←今号の注目法令
- ・仲裁法(改正草案) ←今号の注目法令

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にのご案内させていただいております。

- ◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。
第33回(中国メインランド)

日時:2024年7月18日(木)

「企業が注目する中国法制度の動向」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

第34回(中国メインランド)

日時:2024年9月19日(木)

「中国消費者保護規制及びクレーム・紛争の最新動向」

講師:パートナー弁護士 若林 耕

第35回(中国メインランド)

日時:2024年12月19日(木)

「中国×経済安全保障デュー・ディリジェンスの重点ポイント」

講師:パートナー弁護士 横井 傑

II. 中国法令アップデート(主に 2024 年 11 月 1 日~11 月 30 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

今号の注目法令としては、外国投資家の上場会社 A 株に対する戦略投資の要件等を大幅に緩和した「外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理弁法」である。2005 年から開始されている同制度であるが、景気刺激等の効果を狙って、今回は外国投資家の要件や、ロックアップ期間等に対する大幅な緩和が行われた。

また、「広東省・香港・マカオグレーターベイエリア（中国本土、香港）」は「大湾区」とも呼ばれ、特にハイテク企業やデータや個人情報を取り扱う企業が集積している。中国大陸では、2021 年から個人情報保護法が施行され、中国大陸から香港・マカオへの個人情報の越境移転も国外への移転として制限を受けており、「大湾区」における個人情報（データ）の流動性（制限の緩和等）の必要性が求められていた。今回公表された「ネットワーク安全標準実践ガイドライン指南——広東省・香港・マカオグレーターベイエリア（中国本土、香港）における個人情報越境処理保護要求」は、その緩和に向けたガイドラインである。具体的には、中国本土に所在する企業が香港・マカオに個人情報を越境移転させる場合の個人情報処理については、安全相互認証方式に基づく認証の取得又は提供先との間の標準契約の締結のいずれかで足りるとされる一方で、本ガイドラインは、安全相互認証方式により認証認可を受けたグレーターベイエリア個人情報処理者及び情報取得者が遵守すべき基本原則及び要求事項を定めたものである。大湾区における個人情報移転の実務上のガイドラインとして意義を有する。

また、意見募集稿ではあるが、仲裁法（草案）は注目される。本改正草案は 1995 年に施行された仲裁法の初めての全面的改正草案であり、外国仲裁機関による中国仲裁市場への参入を規定する等、中国内外における仲裁手続きの国際化を野心的に見据えている点が興味深い。

執筆担当：日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<外商投資>

外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理弁法

【ポイント】 遡ること 2005 年、商務部等の 5 部門は、外国投資家の中国上場企業に対する戦略投資に関する管理弁法（以下は、旧管理弁法）を公布し、外国投資家による上場企業への戦略投資に対して制度的保障を提供した。統計によると、旧管理弁法の実施以来、外国投資家は累計 600 社以上の上場企業に戦略投資を行った。外国投資家の投資ルートを拡大し、より多くの良質な外資による中国の資本市場への長期投資を勧誘するため、商務部等の 6 部門は、本年 11 月 1 日、外国投資家の中国上場企業に対する戦略投資に関する管理弁法（以下は、新管理弁法という）を発表し、戦略投資に関する一部要件を緩和した。その主な内容は、以下のとおりである。

1. 外国自然人による戦略投資の実施を認める。旧管理弁法では、外国法人またはその他の組織による戦略投資の実施のみを認め、外国自然人は投資を実施できなかった。今回のこのような改正は、2020 年 1 月 1 日から施行された外商投資法と一致しており、外国自然人を外国投資家の範囲に組み入れ、上場会社に対する戦略投資の実施を認めることになった。

2. 新管理弁法は、外国投資家の資産要件を緩和している。旧管理弁法では、外国投資家の国外の実際の保有資産総額が 1 億米ドル、または管理する国外の実際の資産総額が 5 億米ドルを下回らないことを要求していた。上場会社によるより多くの長期資金の導入を円滑にし、かつ促進するため、今回の改正では、非支配株主である外国投資家に対する資産要件を適宜引き下げた。外国投資家が戦略投資を実施した後、上場会社の支配株主にならない場合は、その資産要件を、実際の保有資産総額が 5000 万米ドル、または管理する実際の保有資産総額が 3 億米ドルを下回らないことに引き下げた。上場会社の支配株主になる場合は、実際の保有資産総額が 1 億米ドルを下回らない、または管

理する実際の保有資産総額が5億米ドルを下回らないことを引き続き要求している。

3. 公開買付による戦略投資方式を追加した。旧管理弁法に規定されていた戦略投資方式には、第三者割当増資と協議譲渡の二種類の方式のみが含まれていた。今回の改正では、外国投資家による公開買付方式による戦略投資の実施を認めることが追加された。

4. 持株比率と持株のロックアップ期間に関する要求を引き下げた。旧管理弁法では、外国投資家が上場会社の初回の戦略投資により取得する上場会社の持株比率は10%以上でなければならず、かつ取得した株式は3年間譲渡してはならないと規定していた。今回の改正では、第三者割当増資による発行方式で実施する戦略投資の持株比率に関する要求を撤廃し、協議譲渡、公開買付方式で実施する戦略投資の持株比率に関する要求を10%から5%に引き下げた。持分のロックアップ期間に関する要求を適宜緩和し、外国投資家の持分のロックアップ期間を3年以上から12ヶ月以上に調整した。

[原文] 外国投资者对上市公司战略投资管理办法 (2024年第3号)

[公布/公表機関] 商務部、証券監督管理委員会、國務院国有資産監督管理委員会、税務総局、市場監督管理総局、国家外貨局 (商務部、中国证监会、国务院国资委、税务总局、市场监管总局、国家外汇局)

2024年11月1日公布、2024年12月2日施行

執筆担当：北京オフィス顧問 李 加弟

<貿易・税関>

両用品目輸出管理リスト

[ポイント] 両用 (デュアルユース) 品目に対する規制として、2024年9月30日、「両用品目輸出管理条例」(以下「本条例」という。)が公布され、本条例は2024年12月1日から施行されている。また、本条例に基づいて、2024年11月15日、商務部等4部門から「両用品目輸出管理リスト」(以下「本リスト」という。)が公布され、本リストは本条例と同時に施行されている。本リストの主なポイントは、以下のとおりである。

1. 規制対象リストの統一： 規制対象である両用品目は、従前、分野別 (核、生物、化学品、ミサイル等) に複数の法令及びリストにより管理されていたが、本条例により、これらの法令が一本化された。これを受け、本リストは、本条例の施行に合わせて、これまで分散していたリストを統一するものである。
2. 対象品目の分類方法の変更： 従前の規制対象リストでは、品目を分野別 (核、生物、化学品、ミサイル等) に分類した上で、税関商品番号 (HSコード) に従って整理していたが、本リストでは、5桁のコードに基づいて管理され、具体的には、①産業分野 (1桁目。例：電子機器)、②品目類型 (2桁目。例：ソフトウェア) 及び③管理理由 (3桁目。例：大量破壊兵器関連) によって分類されている (4、5桁目は通し番号)。
3. 規制品目の範囲： 本リストに関する政府の説明 (答記者問) によれば、本リストは、従前の規制品目を整理したものであり、規制品目の範囲を調整するものではないが、今後、規制品目が調整される可能性がある。

[原文] 两用物项出口管制清单外 (商务部公告2024年第51号)

[公布/公表機関] 商務部、工業及び情報化部、税関総署、国家暗号局 (商務部、工业和信息化部、海关总署、国家密码局)

2024年11月15日公布、2024年12月1日施行

執筆担当：日本弁護士 芳賀 洋一

<貿易・税関>

反マネーロンダリング法

[ポイント] 本法は、2021年から修正作業が着手していた、現行の反マネーロンダリング法 (2006年) を全面的に見直すものである。2025年1月1日から施行される。

本法の内容は、主に、監督機関の権限等の強化・再整理と、反マネーロンダリング義務・調査に関する規定に分けられ、企業活動にとって重要な後半部分の主要なポイントは以下の通りである。また、本法12条が中国国外のテロ

リズムにかかわる金融活動・マネーロンダリング活動が中国・国民等に危害を及ぼしうる場合には、本法及び関係法令の規定に基づいて責任追及できるという域外適用を定めている点についても注意が必要である。

1. 金融機関が実施すべきマネーロンダリング対策制度の構築義務

国際的なマネーロンダリング対策の考え方を参考にして、本法 27 条は、金融機関において、マネーロンダリング対策部門を設置し、リスクベース・アプローチによるマネーロンダリング対策を実施すべきことを規定した。また、本法 29 条において、クライアント・デューデリジェンスを実施すべき状況を拡大した。その他、デューデリジェンスの手続・方策、取得資料の取扱方法・保管期間に関する規定も修正・強化されている。

2. 特定非金融機関に対するマネーロンダリング対策義務の創設

本法 64 条は、特定非金融機関として、不動産販売・仲介、不動産・証券等委託業務、貴金属・宝石販売に従事する会社と定義づけた。そして、本法 42 条において、特定非金融機関は、金融機関に適用される規定を参照する形で、その事業の性質・経営規模に応じて、マネーロンダリング対策を講じなければならないと規定した。

3. 会社・個人に対する、反マネーロンダリング義務および金融機関又は特定非金融機関によるデューデリジェンスに対する協力義務の創設

金融機関・特定非金融機関によるデューデリジェンスへの会社・個人の協力義務・内容が本法 10・38 条に規定された。一方で、本法 11 条において、マネーロンダリング活動を発見した際の通報権、及び、反マネーロンダリング業務に突出した貢献を提供した会社・個人に対する表彰・報奨が規定されることにより、反マネーロンダリングに対する会社・個人の意識を高めようとしている。さらに、本法 40 条は、会社・個人に対して、関係機関が策定するリストに列挙された組織・私人について特別なマネーロンダリング対策を講じなければならないという義務を課している。

4. 対象犯罪の柔軟化・違反対象行為の重罰化

本法 2 条は、マネーロンダリングの対象となる収益にかかわる犯罪の範囲についてのキャッチオール文言（「その他の犯罪行為」）を設け、柔軟な対応の余地を付与した。また、本法 51 条以降において、行政罰の対象となる行為・行政罰の内容の両面について大幅な拡張化・厳格化が図られた。

[原文] [反洗钱法](#)（主席令第 38 号）

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会（全国人大常委）

2024 年 11 月 8 日公布、2025 年 1 月 1 日施行

執筆担当：日本弁護士 藤本 博之

<社会法>

ネットワーク安全標準実践ガイドライン——広東省・香港・マカオグレーターバイエリア（中国本土、香港）における個人情報越境処理保護要求

[ポイント] 中国本土に所在する企業が香港に個人情報を移転させる場合、安全相互認証方式に基づく認証の取得又は提供先との間の標準契約の締結のいずれかによって求められることが求められている。本ガイドラインは、安全相互認証方式により認証を受けたグレーターバイエリア個人情報処理者及び情報取得者が遵守すべき基本原則及び要求事項を定めたものである。中国本土における認証と香港特別行政区における認可の両方において、本ガイドラインが参照されることが謳われている。名宛人は、広東省（のうち広州市、深セン市、珠海市、佛山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市、肇慶市）及び香港特別行政区の個人情報処理者又は取扱者である。

基本原則としては、処理・取扱いについての、①合法原則、②必要最小限原則、③透明性原則、④権利保障原則、⑤安全性原則、⑥責任の明確性原則が一般理念として規定されている。

要求事項としては、(i)各法域における適用法の遵守、(ii)個人情報収集の際の同意やその他の手続、(iii)個人情報の保存、使用、加工上の要求、(iv)個人情報処理に関する委託、提供、公開にあたっての遵守事項、(v)個人情報の越境処理に際して実施すべき手続事項、他方法域における個人情報提供に係る適用法上の要件充足及び個人情報取得者にかかる個人情報の取扱方法（特に根拠契約が終了した場合の削除義務）等が明確にされた。

その他にも、個人情報保護に関し、その所属する法域における適用法を遵守することが明確にされた。また、個人

情報の安全確保（漏洩・改ざん、破損、濫用の防止）のために実施すべき基本的な安全施策の内容が列挙された。

本ガイドラインは一般論を規定したものと理解することができるが、特に要求事項が明確にされた点に照らせば、安全相互認証方式により越境個人情報取扱者・取得者は（広東省・香港にまたがって事業活動を展開している事業者は特に）参照すべき内容であると評価できる。

〔原文〕 [网络安全标准实践指南——粤港澳大湾区（内地、香港）个人信息跨境处理保护要求（TC260-PG-20245A）](#)（网安秘字〔2024〕152号）

〔公布／公表機関〕 全国ネットワーク標準化技術委員会、香港個人資料プライバシー担当署（全国网络安全标准化技术委员会秘书处、香港个人资料私隐专员公署）

2024年11月21日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 藤本 博之

草案・意見募集稿等

仲裁法（改正草案）

〔ポイント〕 本改正草案は1995年に施行された仲裁法の初めての全面的な改正草案である。2017年における司法省による仲裁法（意見募集稿）の公表から3年の時を経て、本年11月に全国人民代表大会常務委員会に提出された。外国仲裁機関による中国仲裁市場への参入やアドホック仲裁の容認などの点で大幅な改正が盛り込まれていた上記司法省による意見募集稿と比べ、本改正草案における改正は中国独自の特殊性をもつ現行仲裁法の原形を大きく残す保守的な改正にとどまっているものの、全体的には、実務的なニーズに応え、国際的な仲裁ルールとの調和を意識した改正となっている。ここでは、外国会社において特に注目が高い事項をいくつか紹介する。

- ・ 「涉外要素」の明確化：中国においては、涉外経済貿易、運輸、海事により発生した紛争についてのみ、外国仲裁機関を選定することができると考えられている（中国民事訴訟法278条）。本改正草案75条は、現行仲裁法65条の規定する外国関係仲裁の範囲を「涉外経済貿易、運輸、海事により発生した紛争の仲裁」から「外国要素を含む紛争の仲裁」に変更しており、「涉外経済貿易、運輸、海事」という制限が取り払われ、より幅広く、涉外要素がある紛争については、外国仲裁機関の選定が可能であることが明確にされた。
- ・ 「アドホック仲裁」の限定的導入：アドホック仲裁（当事者の合意により仲裁手続に関する手続の選択・設定等が行われ、その手続に従って行われる仲裁）は、現行仲裁法においては定めはないが、国際的には広く取り入れられている制度である。改正草案79条では、外国関連海事紛争及び国务院の承認を得て設立された自由貿易試験区に登録された企業間の外国要素を含む紛争の2種類に限定し、アドホック仲裁が可能とされている。もっとも、実務的には最高人民法院の意見に基づき、既に自由貿易試験区間の企業においては、アドホック仲裁も認められており、本改正草案は当該意見を確認し、更にその適用範囲を少しだけ拡大したものである。
- ・ 外国仲裁機関による中国国内市場の限定的開放：本改正草案88条は、外国仲裁機関は、国务院が承認する自由貿易試験区に限定して、事業機関を設立し、外国関連仲裁活動を行うことを認めている。実務的には既に一部の自由貿易試験区において、政策レベルにおいて外国仲裁機関が事業機関を設立し、仲裁活動を行うことは認められているため、本改正草案は、その範囲が全国区の自由貿易区に広げられたことを意味する。
- ・ 「仲裁地」(Seat of Arbitration) の概念の導入：「仲裁地」は法的な概念として、どの国の仲裁法により仲裁手続を規律するかを示すものであるところ、現行仲裁法においては、「仲裁地」の概念が存在しない。そのため、例えば外国仲裁機関により中国において下された仲裁判断の執行等について、どのような規律に基づき、執行が可能なのかという点について明確ではなかった。本改正草案78条において、「仲裁判断は、仲裁地となされたものとみなされる。」と明記され、中国国内を仲裁地として外国仲裁機関により下された仲裁判断の国籍が「涉外裁決」（涉外要素のある国内仲裁判断）として執行可能なことがより明確となる。なお、仲裁地の概念の導入により、当事者は国内の仲裁機関と海外の仲裁地を選択するという方法も論理的には考えられる。

本改正草案においては、いくつかの国際的な仲裁ルールの導入も見られ、それらが中国において今後どのように運

用されるのかという点においての懸念も多い。特に、上記で紹介した改正点については、民事訴訟法および外国関連法の適用に関する法律の解釈と体系的に整合性を保つ必要があり、仲裁法の改正の動向だけでなく、これらの関連法令の改正の動向も注目される。

[原文] [仲裁法（修订草案）](#)

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会（全国人大常委会）

（意見募集期間：2024年11月8日～2024年12月8日）

執筆担当：日本弁護士 尾関 麻帆

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄 (yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧 (tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆 (maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平 (kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。